

第1章 「総合的な駐車対策の在り方」の位置付け

1.1 駐車対策のこれまでの取組と本在り方の策定について

これまでの駐車対策は、道路交通を円滑化するための駐車場整備を目的として、1957年に制定された「駐車場法」（昭和32年法律第106号）に基づき、自動車交通により混雑する地区を駐車場整備地区として指定するとともに、地区内の駐車対策に関する基本方針や駐車場の整備に関する施策等を「駐車場整備計画」として策定し、取り組むこととされてきました。

東京都では、駐車場法の施行を受け、1958年に「東京都駐車場条例」（昭和33年東京都条例第77号）を制定し、区市が指定した駐車場整備地区等の域内の建築物への駐車施設の附置を求め、自動車（四輪車）及び自動二輪車の駐車場の整備を進めてきました。

また、2002年には、東京都駐車場条例に定める一律の基準によらない地域の特性に応じて、附置義務駐車基準を設定できる「地域ルール制度」を導入するとともに、附置を義務付ける施設に「荷さばき用駐車場」を追加しました。あわせて、1991年に「駐車施設対策の基本方針」、2007年に「総合駐車対策マニュアルー総合的な駐車対策の推進ー」を策定し、駐車場の整備の促進や路上駐車の削減に一定の成果をあげてきました。

このように駐車対策を進めてきましたが、駐車問題を取り巻く状況の変化や技術革新に伴って、駐車場に求められる機能が多様化し、駐車場の整備からマネジメントを見据える時期を迎えています。

また、今までは区市町村が中心となって駐車対策に取り組んできましたが、駐車問題と地区の活動は密接に関係しており、様々な主体に影響を与えることから、住民や事業者、まちづくり団体等の幅広い主体が担い手となって取り組む必要があります。このようなまちづくりを含めた様々な特性を考慮した駐車対策について、地区マネジメント組織が「(仮称) 駐車・まちづくりのマネジメントガイドライン」を策定し、地区が一体となって取組を推進することが必要です。

昨今の駐車対策を取り巻く状況変化を踏まえ、都市づくりのグランドデザインで描いた将来像の実現に向け、地区特性に応じた駐車対策を効率的に進めていくため、この度「総合的な駐車対策の在り方」を取りまとめました。

駐車場に適用される主な法令・条例は、これまでの駐車対策の経緯にあわせて、多岐にわたり施行されています。

表 1-1 駐車場に関する主な法令・条例

駐車場の整備、運営を規定する法令

- ・駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)

建築物である駐車場について適用される法令

- ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)

都市計画駐車場について適用される法令

- ・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)

附置義務駐車場について適用される条例

- ・東京都駐車場条例(昭和 33 年東京都条例第 77 号)

路上における駐車、停車に関する法令

- ・道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
- ・道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)
- ・道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)

都市公園について適用される法令

- ・都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)

消防設備について適用される法令

- ・消防法(昭和 23 年法律第 186 号)

車庫について適用される法令

- ・自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)

大規模小売店舗について適用される法令

- ・大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)

ユニバーサルデザイン化について適用される法令・条例

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成 15 年東京都条例第 155 号)
- ・東京都福祉のまちづくり条例(平成 7 年東京都条例第 33 号)

再開発等の際に適用される法令

- ・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 39 号) ※立地適正化計画
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 43 号) ※まちなかウォークアブル推進事業

自動車以外のモビリティについて適用される法令

- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)
- ・道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)

1.2 位置付け

東京都では、車から人へ力点を移し、コンパクトでスマートなまちづくりの取組を推進しています。こうした取組を進める上で、人口減少や少子高齢社会、ゼロエミッション東京の実現や DX の推進等、最近の駐車場を取り巻く状況を踏まえ、居心地がよく歩きたくなるまちづくりの実現等に向け、目指すべき将来像を設定し、地区の特性に応じて駐車対策を進めていくことが重要です。

総合的な駐車対策の在り方は、人中心のまちづくりが進む 2040 年代に向けて、自動車だけでなく、あらゆるモビリティを対象として、地区特性を踏まえた駐車施策を講じることで、環境負荷の少ない交通体系や快適な都市環境を実現していくものです。

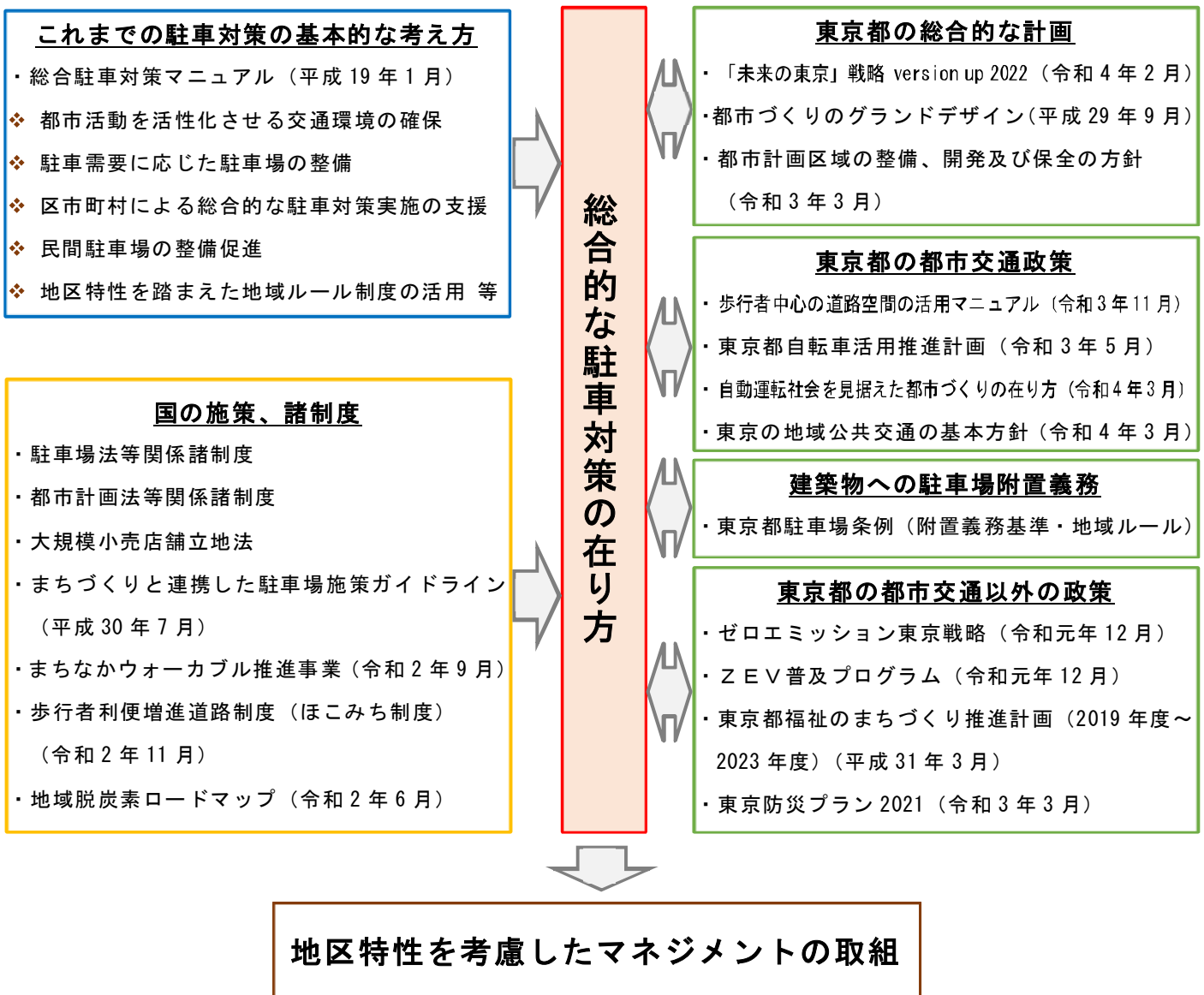


図 1-1 総合的な駐車対策の在り方の位置付け

これまでの駐車対策は、都市計画駐車場や附置義務駐車場等の路外駐車場を主に対象施設としておりましたが、駐車問題を取り巻く状況の変化等に伴い、本在り方では、路外の駐車場だけでなく、路上も対象施設としております。

総合的な駐車対策の在り方における対象施設

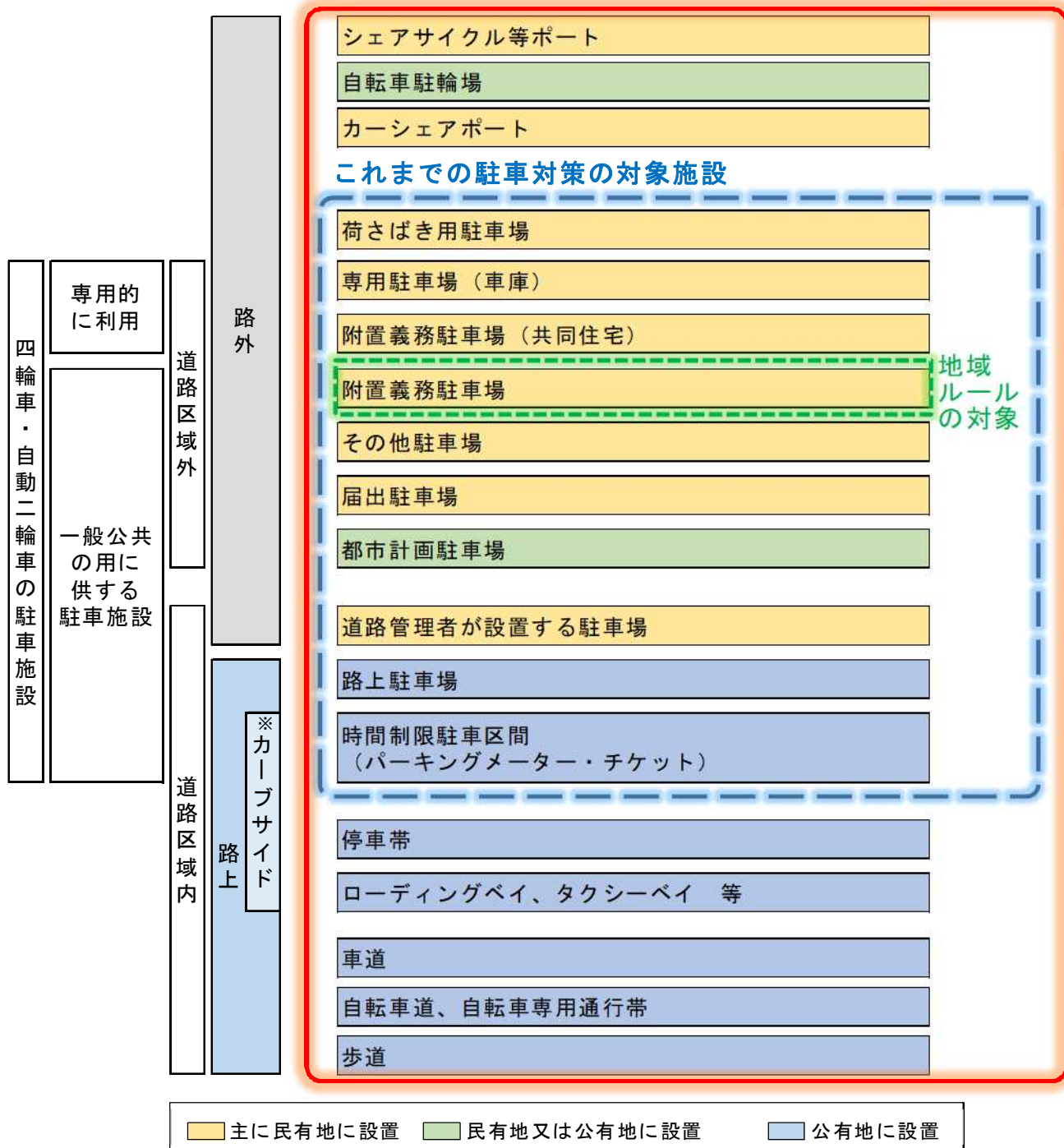


図 1-2 総合的な駐車対策の在り方における対象施設

※カーブサイド (路肩側の車道空間) については、p33、60 を参照

また、本在り方では、四輪車や自動二輪車だけでなく、原動機付自転車や自転車に加え、新たなモビリティも含め、対象車両としております。

総合的な駐車対策の在り方における対象車両



図 1-3 総合的な駐車対策の在り方における対象車両